

社会福祉法人千代田会 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

指 針

1. 本指針作成の要旨

社会福祉法人千代田会（事業：特別養護老人ホーム喜久寿苑、短期入所生活介護事業所喜久寿苑、ケアハウスウェルビュー明郷、グループホームウェルビュー明郷、小規模多機能型居宅介護事業所ゲストハウスごうど）は、感染症及び食中毒の発生を予防、及びまん延を未然に防止し、速やかに対応する体制を構築することにより、介護サービス利用者の健康と安全を継続的に守り、適切かつ安全に質の高いサービスの提供を図ることができるよう本指針を定める。

2. 平常時の対策

①感染症対策委員会の設置 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）を設置し、開催する。（特別養護老人ホーム喜久寿苑／短期入所生活介護含・グループホームウェルビュー明郷は概ね3か月に1回、ケアハウスウェルビュー明郷・小規模多機能型居宅介護事業所ゲストハウスごうどは概ね6か月に1回）感染症対策委員会では、適切な感染予防・再発防止等を整備する体制の構築に取り組む。感染症対策委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図る。

②感染症対策指針の策定と見直し 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、サービス利用者や役職員を感染症等へのり患及び食中毒の危険から守ることを目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針（本指針）」を整備する。また、まだ見ぬ新型感染症が発生した際には、その流行状況を注視し、必要に応じて指針の内容の見直しを行う。

③感染症対策研修及び訓練（シミュレーション）の実施 感染症対策に関する知識を組織的に浸透させるため、年に2回以上の研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。また、職員の新規採用時にも感染症対策のための教育の機会を確保する。研修においては、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指す。研修については職員会議後の内部研修にて実施する。

④法人事業所内の衛生管理について 法人事業所内の衛生管理については、手洗い、うがい、手指消毒などをはじめとした日常的な感染予防策の励行、必要に応じた施設各部の消毒を行うなど、支援を行う環境の中で常に衛生的な状態を保つよう努める。

3. 感染症等発生時の対応

日常の業務に際して感染事例（または感染のおそれのある事例）（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染症対策マニュアルや感染症に係る業務継続計画（BCP）に従い、下記の対応を図る。①発生状況の把握②まん延防止のための措置③有症者への対応④関係機関との連携

4. 医療機関及び行政機関等との連携

サービス提供中に利用者が体調不良を訴えた場合や、職員の様子観察によって利用者の体調不

良が 確認された場合には、施設入所者の場合は速やかに医療機関に連絡し受診の手続きを進める。それ以外のサービス利用者の場合、原則、家族等に連絡しサービスを中断し帰宅する又は適切な医療機関への受診を勧奨する。また、以下のいずれかに該当する場合、記されている行政機関への報告を行う。同一の感染症若しくは食中毒によると思われる体調不良者が10名以上発生した場合は第1報として下記①および②への報告を行う。

報告先①	岐阜市保健所 感染症・医務薬務課	Tel 252-7187
------	------------------	--------------

報告方法：岐阜市ホームページ内【感染症に係る集団発生報告書提出フォーム】より
集団発生報告様式「感染症に係る集団発生報告書（Word）」をアップロード
場所：トップページ > 健康・福祉 > 感染症・予防接種 > （社会福祉施設の皆様へ）集団発生報告書の届出
備考：全事業所共通

報告先②	岐阜市介護保険課支援係	Tel 214-2093
------	-------------	--------------

報告方法：E-mail；kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp
添付書類：様式 4-1 インフルエンザ様疾患患者発生報告書（Word）
参考様式 インフルエンザ・感染症胃腸炎発生時における経過記録表（Excel）
場所：トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 事業所・施設における事故・事件報告の様式等
備考：ケアハウスウェルビュー 明郷のみ報告先は岐阜市高齢福祉課 Tel 214-2172
E-mail；kourei@city.gifu.gifu.jp

5. その他

本指針に定める事項以外にも、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、感染症対策に取り組むこととする。

附則 本指針は、令和6年4月1日より施行する。

令和6年11月29日改訂